

雇用ニュース

令和4年  
夏季号

# かしま



ハローワーク常陸鹿嶋／常陸鹿嶋地区雇用対策協議会

## 目 次

- 常陸鹿嶋公共職業安定所管内労働市場・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 求職者マイページのご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- 再就職、転職、スキルアップを目指す皆さまへ  
求職者支援制度のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
- 教育訓練制度のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7
- 求人申し込みをお考えの事業主の皆さまへ  
求人申込窓口の受付時間は8：30～16：00です・・・・・・・・ P 9
- 茨城県最低賃金が改定されました・・・・・・・・・・・・・・・・ P 10
- 事業主の方へ  
「求人者マイページ」のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・ P 11
- 事業主の皆さまへ  
ハローワークインターネットサービスで求人申し込みしてみませんか？ P 13
- 企業内での人材育成に取り組む事業主の皆さまへ  
デジタル分野などの社員教育に人材開発支援助成金をご活用ください P 15
- 令和 4 年度雇用雇用改善助成金のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・ P 17
- 職業安定法改正のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・ P 21

管内労働市場(令和4年7月)

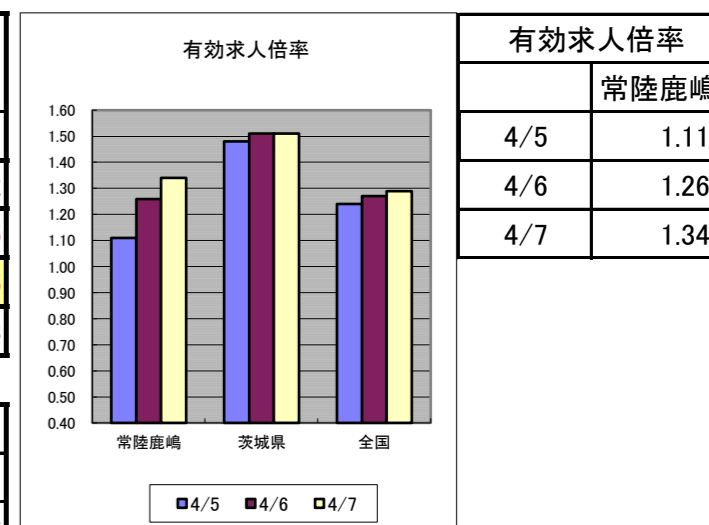
公表日 令和4年8月30日

【全数】

常陸鹿嶋公共職業安定所

1:職業紹介状況(日雇、学卒を除きパートタイムを含む)

項目 年月	新 規						月 間 有 効 (月 平 均)						求 人 倍 率 (原 数 値)				(7) 紹 介 件 数			(8) 就 職 件 数		
	(1) 求 人 数			(2) 求 職 申 込 数			(3) 求 人 数			(4) 求 職 者 数			(5) 新 規		(6) 有 効		本年	前年	増減率	本年	前年	増減率
	本年	前年	増減率	本年	前年	増減率	本年	前年	増減率	本年	前年	増減率	本年	前年	本年	前年						
4/5	1,148	944	21.6	798	718	11.1	3,732	3,328	12.1	3,349	3,292	1.7	1.44	1.31	1.11	1.01	619	582	6.4	211	188	12.2
4/6	1,543	1,243	24.1	637	740	▲13.9	3,974	3,382	17.5	3,150	3,257	▲3.3	2.42	1.68	1.26	1.04	613	743	▲17.5	230	236	▲2.5
4/7	1,402	1,154	21.5	613	664	▲7.7	4,033	3,252	24.0	3,018	3,081	▲2.0	2.29	1.74	1.34	1.06	525	614	▲14.5	166	217	▲23.5
計	4,093	3,341	22.5	2,048	2,122	▲3.5	3,913	3,321	17.8	3,172	3,210	▲1.2	2.00	1.57	1.23	1.03	1,757	1,939	▲9.4	607	641	▲5.3



1-1:求人、求職の雇用形態、年齢、性別

項目 年月	新規求人数			新規求職申込数			若年(34歳以下)求職者						高齢者(60歳以上)									
	(9)一般常用	(10)パートタイム常用	(11)臨時・季節全体	(12)一般	(13)パート	(14)新規求職者	(15)有効求職者	(16)就職件数	(17)新規求職者	(18)有効求職者	(19)就職件数	(17)新規求職者	(18)有効求職者	(19)就職件数								
	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比								
4/5	698	11.3	301	22.9	149	106.9	455	7.8	343	15.9	226	5.1	927	2.3	56	43.6	246	7.4	836	▲3.2	28	▲30.0
4/6	982	13.5	410	52.4	151	38.5	399	▲10.3	238	▲19.3	181	▲17.0	890	▲2.8	67	▲4.3	177	▲6.3	740	▲6.7	37	▲7.5
4/7	839	3.8	436	58.5	127	78.9	390	▲10.3	223	▲2.6	184	13.6	873	2.1	51	▲7.3	169	▲0.6	693	▲1.3	28	▲9.7
計	2,519	9.5	1,147	45.4	427	69.4	1,244	▲4.5	804	▲2.0	591	▲0.7	2,690	0.5	174	6.1	592	0.7	2,269	▲3.8	93	▲16.2

注)ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せずオンライン上で求職登録をした求職者や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

1-2:産業別、規模別新規求人数

産業別・規模別	年月		増減率	4/5~4/7の累計			
	4/7	3/7		全 数	うちパートタイム	前年同月比	前年同月比
	4/7	3/7					
建設業	249	291	▲14.4	744	▲6.1	34	54.5
製造業	192	153	25.5	525	7.1	117	0.0
(うち機械製造)	16	19	▲15.8	65	▲17.7	11	22.2
情報通信業	3	7	▲57.1	3	▲81.3	0	▲100.0
運輸業	136	81	67.9	397	44.9	41	86.4
卸売、小売業	110	58	89.7	280	27.9	99	4.2
飲食店、宿泊業	61	40	52.5	246	121.6	172	102.4
医療・福祉	304	280	8.6	928	23.6	445	39.9
サービス業	131	105	24.8	430	22.9	89	▲3.3
その他	216	139	55.4	540	59.8	303	161.2
計	1,402	1,154	21.5	4,093	22.5	1,300	49.4
4人以下	228	167	36.5	735	54.4	242	36.7
5~29人	608	574	5.9	1,763	8.0	591	34.6
30~99人	384	259	48.3	967	32.6	357	86.9
100~299人	145	107	35.5	463	35.4	78	77.3
300人以上	37	47	▲21.3	165	1.9	32	68.4

1-3:求人倍率(季調値)

項目 年月	全 国		茨 城 県	
	新規	有効	新規	有効
4/5	2.27	1.24	2.17	1.48
4/6	2.24	1.27	2.57	1.51
4/7	2.40	1.29	2.35	1.51

1-4:完全失業者

項目 年月	実数	失業率
	(万人)	(%)
4/5	180	2.6
4/6	180	2.6
4/7	176	2.6

令和4年7月末現在

適用事業所数	5,032 所
被保険者数	73,718 人

2:雇用保険関係業務(短時間を含む)

項目 年月	(20)受給資格 決定件数	(21)受給者実人員 (基本手当基本分)	雇用保険被保険者資格							
			(22) 取 得			(23) 喪 失				
	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	うち(事)都合	前年同月(事)都合				
4/5	225	▲30.1	745	▲7.7	1,422	26.1	871	1.2	19	49
4/6	217	24.0	756	▲18.1	1,367	29.9	882	22.7	34	41
4/7	190	▲12.0	769	▲18.6	902	13.9	930	2.8	21	83
計	632	▲11.4	2,270	▲15.1	3,691	24.2	2,683	8.0	74	173

※令和2年1月分以降は速報値であり修正がありえる

3:令和5年3月新規学卒者の需給状況

令和4年7月末現在

項目 学校	就職希望者数		求 人 数 (管 内)		受 求 人 数 (県 内 外)		求 人 倍 率		就 職 決 定 率 (内 定 率)	
	実数	前年同月比	実数	前年同月比	実数	前年同月比	本年	前年	本年	前年
中学	0	0.0	0	0.0	0	0.0				
高校	504	▲7.2	1,182	13.0	0		2.35	1.93	0.0%	0.0
短大	—	—	104	▲13.3	—	—	—	—	—	—
大学	—	—	136	0.7	—	—	—	—	—	—

就職者数	0
	0
	0
	0

(縁故就職者は除く)

管内労働市場主要指標の推移

【全数】

常陸鹿嶋公共職業安定所

年月	項目	求人		求職		紹介		就職		有効求人倍率	受給資格決定件数	受給者実人員 (基本手当 基本分)
		新規	有効	新規	有効	うち(保)	うち(保)	うち(保)	うち(保)			
30年度		18,899	53,965	8,525	31,590	9,504	1,609	2,737	531	1.71	2,339	
	(月平均)	1,575	4,497	710	2,633	792	134	228	44		195	643
31年度		16,885	49,166	8,412	31,958	8,531	1,586	2,664	530	1.54	2,253	
	(月平均)	1,407	4,097	701	2,663	711	132	222	44		188	672
02年度		14,009	40,838	8,458	35,654	8,019	1,443	2,273	475	1.15	2,539	
	(月平均)	1,167	3,403	705	2,971	668	120	189	40		212	794
03年度		14,781	42,600	8,571	38,327	7,847	1,438	2,386	509	1.11	2,485	
	(月平均)	1,232	3,550	714	3,194	654	120	199	42		207	858
令和2年度	8月	989	3,336	655	2,986	632	118	178	40	1.12	198	934
	9月	1,245	3,328	640	2,955	650	115	203	33	1.13	147	896
	10月	1,389	3,522	781	3,151	695	133	216	42	1.12	232	900
	11月	1,261	3,758	695	3,173	663	134	182	44	1.18	241	746
	12月	905	3,348	505	2,986	524	119	180	44	1.12	135	775
	1月	1,363	3,269	774	2,985	704	128	152	41	1.10	182	727
	2月	1,200	3,386	675	2,898	739	133	179	38	1.17	169	731
	3月	1,226	3,642	818	3,062	913	137	231	45	1.19	172	749
令和3年度	4月	1,319	3,429	1,020	3,341	792	117	245	35	1.03	311	809
	5月	944	3,328	718	3,292	582	85	188	34	1.01	322	807
	6月	1,243	3,382	740	3,257	743	127	236	43	1.04	175	923
	7月	1,154	3,252	664	3,081	614	128	217	46	1.06	216	945
	8月	1,074	3,365	715	3,090	637	113	153	36	1.09	193	944
	9月	1,177	3,368	717	3,161	708	113	182	37	1.07	197	918
	10月	1,418	3,574	734	3,283	663	131	198	36	1.09	206	865
	11月	1,121	3,621	662	3,269	651	151	191	41	1.11	179	896
	12月	1,215	3,553	496	3,058	483	103	191	53	1.16	128	849
	1月	1,519	3,767	777	3,171	656	132	165	45	1.19	223	810
	2月	1,292	3,955	640	3,134	590	119	178	50	1.26	163	778
	3月	1,305	4,006	688	3,190	728	119	242	53	1.26	172	756
令和4年度	4月	1,372	3,915	843	3,291	636	121	219	45	1.19	249	635
	5月	1,148	3,732	798	3,349	619	99	211	43	1.11	225	745
	6月	1,543	3,974	637	3,150	613	110	230	44	1.26	217	756
	7月	1,402	4,033	613	3,018	525	112	166	36	1.34	190	769

対前年同月増減比

		%	%	%	%	%	%	%	%	ポイント	%	%
31年度		▲10.7	▲8.9	▲1.3	1.2	▲10.2	▲1.4	▲2.7	▲0.2	▲0.17	▲3.7	4.5
02年度		▲17.0	▲16.9	0.5	11.6	▲6.0	▲9.0	▲14.7	▲10.4	▲0.39	12.7	18.0
03年度		5.5	4.3	1.3	7.5	▲2.1	▲0.3	5.0	7.2	▲0.04	▲2.1	8.2
令和2年度	8月	▲19.5	▲18.5	▲7.2	8.1	▲18.1	12.4	▲12.3	▲13.0	▲0.36	40.4	32.5
	9月	▲18.1	▲16.3	2.6	8.2	▲15.3	▲35.4	▲8.6	▲32.7	▲0.33	▲10.4	27.8
	10月	▲4.7	▲14.5	3.0	11.5	▲15.9	▲14.2	▲15.6	▲14.3	▲0.34	13.2	29.7
	11月	▲13.7	▲13.3	13.7	20.4	5.9	▲3.6	▲10.8	7.3	▲0.46	37.7	12.0
	12月	▲25.8	▲15.0	10.0	28.5	6.7	19.0	▲2.7	▲2.2	▲0.57	5.5	15.2
	1月	▲7.0	▲17.4	2.9	20.7	34.6	36.2	▲16.9	▲2.4	▲0.50	▲5.7	2.4
	2月	▲16.0	▲16.4	▲7.2	9.0	5.6	44.6	▲13.5	31.0	▲0.35	▲5.6	15.7
	3月	▲11.6	▲11.0	1.6	8.3	19.3	0.7	▲5.7	7.1	▲0.26	8.2	19.3
令和3年度	4月	23.2	▲6.1	30.3	16.8	49.4	53.9	24.4	▲12.5	▲0.25	13.5	29.9
	5月	17.0	6.5	14.7	19.5	14.6	▲5.6	19.0	13.3	▲0.12	9.9	32.5
	6月	▲10.1	5.8	▲8.8	13.0	3.2	8.5	23.6	16.2	▲0.07	▲35.9	5.1
	7月	▲1.5	▲0.7	▲4.5	4.1	▲17.1	▲10.5	5.3	12.2	▲0.05	▲3.1	▲1.0
	8月	8.6	0.9	9.2	3.5	0.8	▲4.2	▲14.0	▲10.0	▲0.03	▲2.5	1.1
	9月	▲5.5	1.2	12.0	7.0	8.9	▲1.7	▲10.3	12.1	▲0.06	34.0	2.5
	10月	2.1	1.5	▲6.0	4.2	▲4.6	▲1.5	▲8.3	▲14.3	▲0.03	▲11.2	▲3.9
	11月	▲11.1	▲3.6	▲4.7	3.0	▲1.8	12.7	4.9	▲6.8	▲0.07	▲25.7	20.1
	12月	34.3	6.1	▲1.8	2.4	▲7.8	▲13.4	6.1	20.5	0.04	▲5.2	9.5
	1月	11.4	15.2	0.4	6.2	▲6.8	3.1	8.6	9.8	0.09	22.5	11.4
	2月	7.7	16.8	▲5.2	8.1	▲20.2	▲10.5	▲0.6	31.6	0.09	▲3.6	6.4
	3月	6.4	10.0	▲15.9	4.2	▲20.3	▲13.1	4.8	17.8	0.07	0.0	0.9
令和4年度	4月	4.0	14.2	▲17.4	▲1.5	▲19.7	3.4	▲10.6	28.6	0.16	▲19.9	▲21.5
	5月	21.6	12.1	11.1	1.7	6.4	16.5	12.2	26.5	0.10	▲30.1	▲7.7
	6月	24.1	17.5	▲13.9	▲3.3	▲17.5	▲13.4	▲2.5	2.3	0.22	24.0	▲18.1
	7月	21.5	24.0	▲7.7	▲2.0	▲14.5	▲12.5	▲23.5	▲21.7	0.28	▲12.0	▲18.6

注1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。

2. ▲印は減少を示す。

3. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せずオンライン上で求職登録をした求職者や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。



## 求職者マイページのご案内

ハローワークインターネットサービス上に「求職者マイページ」を開設すると、ご自宅のパソコンやタブレット、スマートフォンなどから、**求人検索条件の保存**などのサービスが利用でき、お仕事さがしがより便利になります。

### 「求職者マイページ」でできること

- 登録した求職情報を確認することや変更することができます。
- 求人の検索条件を保存したり、気になった求人を保存することができます。
- ハローワークでご紹介した求人の内容や紹介状、応募履歴を確認することができます。
- ハローワークからおすすめの求人情報を受け取ることやオンラインで職業紹介(オンラインハローワーク紹介)を受けることができます。
- 求人に直接応募すること(オンライン自主応募)ができます。
- 求職情報を公開すると、求人者からの直接連絡による応募の検討依頼の受け付け(直接リクエスト)を受けることができます。
- メッセージ機能により、応募した求人の担当者とやりとりできます。

### 「求職者マイページ」を開設するには

※「求職者マイページ」を開設するには、ハローワークへの求職登録が必要です。

ステップ1：ハローワークの窓口で、ログインアカウントとして使用するメールアドレスを登録

メールアドレス（控え）：

※メールの受信制限をしている場合は、パスワード登録手続きを行う前に [system@mail.hellowork.mhlw.go.jp](mailto:system@mail.hellowork.mhlw.go.jp) からの受信を許可してください。

ステップ2：ハローワーク内のパソコンのメニュー画面から「仕事をお探しの方へのサービスのご案内」をクリック、または、ご自宅のパソコンやスマートフォンから、**ハローワークインターネットサービス** にアクセスし、**ハローワークをご利用中の方のマイページ開設** ボタンをクリック

※ご自宅のパソコンやスマートフォンからアクセスする場合は、「ハローワークインターネットサービス」で検索、右記バーコードまたはホームページアドレス（<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>）を入力  
※ハローワーク内のパソコンで手続きを行う場合は、登録したメールアドレスあてにメールが届きますので、その場で（ご自身のスマートフォンなどで）受信・確認できるようにご準備ください。



ステップ3：「プライバシーポリシー」と「利用規約」の内容を確認し、「同意します」にチェックして「次へ進む」ボタンをクリック

ステップ4：登録したメールアドレスと生年月日を入力し、「次へ進む」ボタンをクリック

ステップ5：入力したメールアドレスで「パスワード登録申込受付通知」メールを受信

しばらく経ってもメールが届かない場合は、メールアドレスが正しいかご確認ください。メール受信制限をしている方は、[system@mail.hellowork.mhlw.go.jp](mailto:system@mail.hellowork.mhlw.go.jp) からのメール受信を許可し、はじめからパスワード登録をやり直してください。

ステップ6：パスワードと認証キーを入力し、「完了」ボタンをクリック

- \* パスワード：半角の数字、英字、記号を組み合わせて8桁以上32桁以内
- \* 認証キー：「パスワード登録申込受付通知」メール記載の認証キー（メール配信から50分以内有効）

マイページ開設完了。「ログイン画面へ進む」ボタンをクリックし、登録したメールアドレスとパスワードでログイン後、各種サービスをご利用ください。

【！重要！】ハローワーク内のパソコンを利用する場合は、ご利用後に必ず「ログアウト」してください。

※ マイページの開設方法は、上記によるほかハローワークインターネットサービスの求職申込み画面にアクセスし、アカウントの登録を行った上で、続けて求職申込みを行うことで開設する方法もあります。

## 求職者マイページのホーム画面（イメージ）

・ 求人情報を検索・閲覧できます。  
 ・ 求職者マイページから求人検索をする場合、求職番号の入力を省略することができます。  
 ・ 気に入った求人を「お気に入り」として保存できます（300件まで）。

・ ハローワークからご紹介した求人の内容や紹介状を確認できます。

・ ハローワークからのご紹介で応募した求人事業所とメッセージ機能を活用してやりとりできます。

・ ハローワークに登録した求職条件の内容の確認や変更ができます。

・ マイページのホーム画面の2次元バーコードを提示することで「ハローワーク受付票」に代えることができます。

・ よく使う検索条件を保存することができます（3件まで）。  
 ・ 検索条件は変更（編集）することもできます。

・ ハローワーク受付票を表示することができます。

## 「求職者マイページ」利用にあたっての留意事項

- ◆ 求職者マイページは、ハローワークおよびハローワークインターネットサービスを利用して就職活動を行うことを希望する方を対象に、求人情報の検索・閲覧など仕事探しに必要なサービスを提供するものです。
- ◆ 「求職者マイページ」を開設するには、ハローワークインターネットサービスまたはハローワークでの求職登録が必要です。ログインアカウントとして使用するメールアドレス（パソコン、スマートフォンなど）が必要です。また、利用規約およびプライバシーポリシーに同意いただく必要があります。
- ◆ ログインアカウントとして使用するメールアドレスおよびパスワードは、利用者の責任において管理し、第三者に開示、貸与および譲渡しないでください。
- ◆ **求職登録が無効となった場合、一部の機能（マイページ内での求人検索、検索条件やお気に入り求人の保存、紹介状の確認、メッセージ機能、オンラインハローワーク紹介など）が利用できません。**
- ◆ 求職者マイページは、利用規約に定める目的の範囲内で利用するものとし、ハローワークにおける職業紹介業務の運営を著しく妨げる行為を行った場合、マイページを「利用不可」とする場合があります。
- ◆ オンライン自主応募に係る面接不参加（求人者に応募辞退の連絡を行わずに面接に参加しなかったものとして求人者から報告があった場合）が3ヶ月で5件以上となった場合、求職者マイページの一部の機能の利用が制限されます。解除にはハローワークへの来所が必要です。
- ◆ 求職者マイページの利用を停止したい場合は、マイページから退会手続きを行ってください。退会手続きを行わない場合でも、求職無効日から5年以内に再求職申込みがない場合は、マイページ（登録情報を含む）は自動的に消去されます。（なお、メッセージは送受信後1年経過すると自動消去されます。）

詳細は、「ハローワークインターネットサービスにおける求人者マイページおよび求職者マイページの利用規約」および「プライバシーポリシー」をお読みください（ハローワークインターネットサービスからご確認いただけます）。マイページの操作方法は、「**求職者マイページ利用者マニュアル**」（ハローワークインターネットサービスに掲載）をご覧ください。ヘルプデスク（電話：0570-077450）でも操作方法をご案内しております。

再就職、転職、スキルアップを目指す皆さまへ

# 求職者支援制度のご案内

月10万円  
給付金

+

無料の  
職業訓練

+

就職  
サポート

## ■ 求職者支援制度とは？

- 求職者支援制度は、**再就職、転職、スキルアップ<sup>(\*)</sup>**を目指す方が、**月10万円の生活支援の給付金を受給しながら、無料の職業訓練を受講する制度**です
- 訓練開始前から、訓練期間中、訓練終了後まで、**ハローワークが求職活動をサポート**します
- **離職して雇用保険を受給できない方、収入が一定額以下の在職者の方**が、給付金を受給しながら訓練を受講できます
- 給付金の支給要件を満たさない場合も、**無料の職業訓練を受講**できます（テキスト代などは自己負担）

\*令和5年3月末までの特例として、転職せずに働きながらスキルアップを目指す方も対象としています

## ■ 主な対象者の方は？

### 給付金を受けて訓練を受講する方

離職者	雇用保険の適用がなかった離職者の方 フリーランス・自営業を廃業した方 雇用保険の受給が終了した方など
在職者	一定額以下の収入のパートタイムで働きながら、正社員への転職や社内で正社員転換を目指す方など

### 給付金を受けずに訓練を受講する方（無料の訓練のみ受講する方）

離職者	親や配偶者と同居していて一定の世帯収入がある方など （親と同居している学卒未就職の方など）
在職者	働いていて一定の収入のある方など（フリーランスで働きながら、正社員への転職を目指す方など）

# ■ 制度活用の主な要件

## (訓練受講の要件)

- ハローワークに求職の申込みをしていること
- 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと
- 労働の意思と能力があること
- 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと

## (給付金の支給要件)

- 本人収入が月8万円以下 **[シフト制で働く方などは月12万円以下]** (\*)
- **世帯全体の収入が月40万円以下** (\*)
- 世帯全体の金融資産が300万円以下
- 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- **訓練の8割以上に出席する** (\*)  
(病気や仕事など以外の理由で訓練を欠席した場合、給付金を日割りで支給します)
- 世帯の中で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている者がいない
- 過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けていない

\* 令和5年3月末までの特例

# ■ 主な訓練コース (求職者支援訓練)

基礎	ビジネスパソコン科、オフィスワーク科など
I T	WEBアプリ開発科、Android/JAVAプログラマ育成科など
営業・販売・事務	OA経理事務科、営業販売科など
医療事務	医療・介護事務科、調剤事務科など
介護福祉	介護職員実務者研修科、保育スタッフ養成科など
デザイン	広告・DTPクリエイター科、WEBデザイナー科など
その他	3次元CAD活用科、ネイリスト養成科など

- 訓練期間は2か月から6か月  
**[シフト制の在職者などを対象とするコースは2週間から]** (令和5年3月末までの特例)
- 上記の訓練のほか、訓練期間がより長い公共職業訓練 (最長2年) も受講できます

### [修了者の声]



介護職が初めてで不安もありましたが、経験豊富な講師の授業により理解が深まり、介護職として働く意欲が高まりました

簿記の資格を取得でき、就職先も決まりました。面接や履歴書の作成指導のおかげで就職活動に意欲的に取り組めました

給付金をもらったので、生活の心配をせずに訓練に集中できました

### コース検索



求職者支援制度の申し込みは、ハローワークで受け付けています  
まずは、住所地を管轄するハローワークにご相談ください

[所在地・連絡先]



[制度の詳細]



[制度の紹介動画]





# キャリアアップ・キャリアチェンジを目指す労働者の皆さまへ 教育訓練給付制度のご案内

## 教育訓練給付とは？

労働者の主体的なスキルアップを支援するため、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了した方に対し、その費用の一部が支給される制度です。

対象となる教育訓練は、そのレベルなどに応じて3種類があり、それぞれ給付率が異なります。

## 対象講座

対象の教育訓練は、**約14,000講座**。

具体的な講座は、**教育訓練給付制度 [検索システム]** で検索できます。

オンラインで受講できる講座や、夜間・土日に受講できる講座もあり、  
働きながら受講することができます。

教育訓練 検索

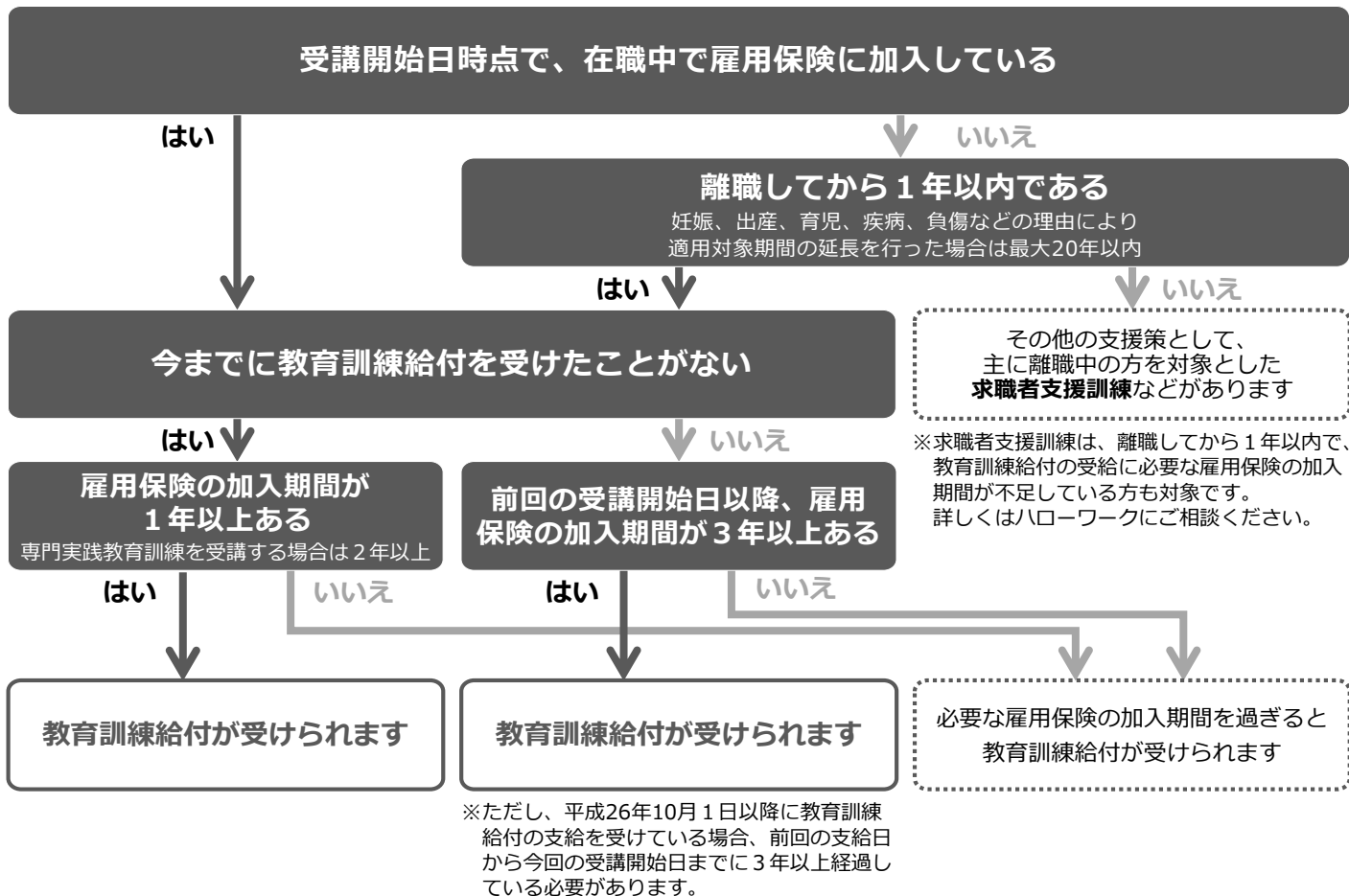
検索

教育訓練の種類と給付率	対象講座の例
<b>専門実践教育訓練</b> 最大で受講費用の <b>70%</b> [年間上限56万円・最長4年] を受講者に支給	<b>業務独占資格などの取得を目標とする講座</b> <ul style="list-style-type: none"><li>介護福祉士、社会福祉士、看護師、美容師、歯科衛生士、保育士、調理師 など</li></ul> <b>デジタル関係の講座</b> <ul style="list-style-type: none"><li>ITSSレベル3以上のIT関係資格取得講座</li><li>第四次産業革命スキル習得講座（経済産業大臣認定）</li></ul> <b>大学院・大学などの課程</b> <ul style="list-style-type: none"><li>専門職大学院の課程（MBA、法科大学院、教職大学院 など）</li><li>職業実践力育成プログラム（文部科学大臣認定） など</li></ul> <b>専門学校の課程</b> <ul style="list-style-type: none"><li>職業実践専門課程（文部科学大臣認定）</li><li>キャリア形成促進プログラム（文部科学大臣認定）</li></ul>
<b>特定一般教育訓練</b> 受講費用の <b>40%</b> [上限20万円] を受講者に支給	<b>業務独占資格などの取得を目標とする講座</b> <ul style="list-style-type: none"><li>介護職員初任者研修、大型自動車第一種・第二種免許、税理士 など</li></ul> <b>デジタル関係の講座</b> <ul style="list-style-type: none"><li>ITSSレベル2以上のIT関係資格取得講座 など</li></ul>
<b>一般教育訓練</b> 受講費用の <b>20%</b> [上限10万円] を受講者に支給	<b>資格の取得を目標とする講座</b> <ul style="list-style-type: none"><li>英語検定、簿記検定、ITパスポート など</li></ul> <b>大学院などの課程</b> <ul style="list-style-type: none"><li>修士・博士の学位などの取得を目標とする課程</li></ul>

## 給付条件

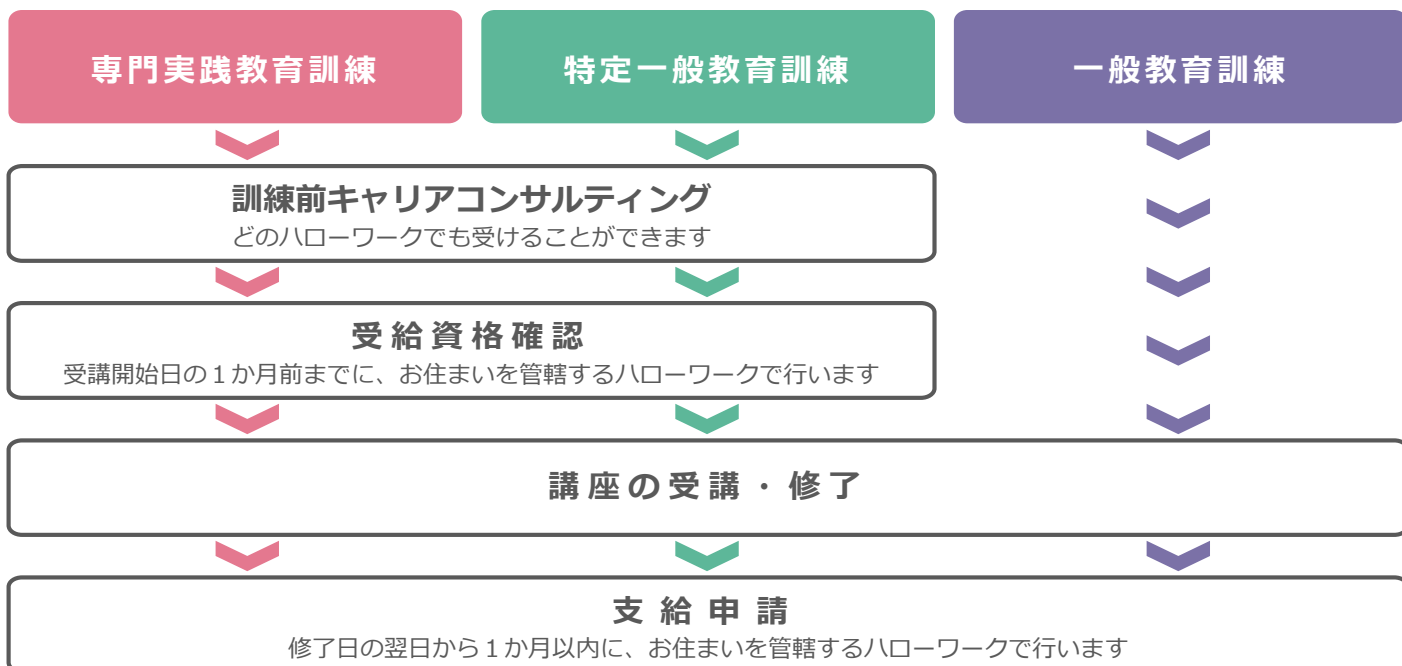
教育訓練給付を受けるには、雇用保険の加入期間などの条件があります。

パート・アルバイトや派遣労働者の方も対象です。



➡ ハローワークで支給要件照会の手続きをすると、給付が受けられるかどうかをより詳しく調べることができます。

## 給付手続き



### お問い合わせ

給付条件や手続きの詳細内容は、お住まいを管轄するハローワークにお問い合わせください。

厚生労働省ホームページ（教育訓練給付制度について）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html)



求人申込窓口の受付時間は8:30~16:00です  
求人申し込みがいつでもできる「オンライン手続き」をご活用ください

## 求人受付時間のご案内（窓口来所）

ハローワークへの窓口来所による求人受付の時間を下記の通り変更します。

**受付時間** 8:30~16:00（原則）\*窓口の受付時間

※「オンライン手続き」ならいつでも求人申し込みができます。

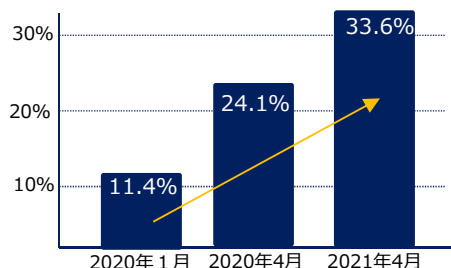
## オンライン求人申し込みのご案内

待ち時間の縮減や、非接触による感染症対策の徹底を目的に、オンライン求人申し込みの利用を推奨しています。今後は16時以降にオンライン求人を集中処理し、より迅速な求人公開を目指します。

- 365日（いつでも・どこでも）申し込みができます
- 過去の求人情報を呼び出して、2回目以降は手軽に求人申し込みができます
- 応募者の管理や採否の登録など、求人業務を軽減・効率化できる便利な機能が満載です
- 求人条件にマッチした求職者を情報検索で迅速に探すことができます

オンラインによる求人申し込み状況の推移

\*求人申し込み数に占めるオンラインの割合



## オンライン求人申し込みは、求人者マイページの開設から

会社・事業所のメールアドレスをご用意の上、会社・事業所のパソコンからお手続きください。



### 開設手順① ハローワークに求人を申し込んだことがある場合

- 1 ハローワークの窓口または電話でメールアドレスを登録
- 2 ハローワークインターネットサービスにアクセス  
・パスワードを登録  
・1で登録したメールアドレスを入力し、利用規約などに同意
- 3 2で入力したメールアドレスで認証キーを受信（50分間有効）
- 4 3で受信した認証キーを入力し、パスワード登録して開設完了

### 開設手順② 初めてハローワークに求人を申し込む場合

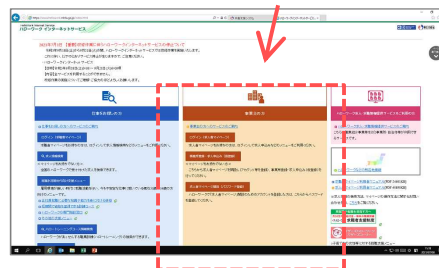
- 1 ハローワークインターネットサービスにアクセス  
・メールアドレスとパスワードを登録、ログインアカウントを作成  
・事業所情報と求人情報を仮登録
- 2 ハローワークの窓口または電話で本登録手続きを行い開設完了

### ハローワークインターネットサービス

ハローワークインターネットサービス 検索

<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>

### 事業主向けメニュー



※マイページ開設には、事業所登録が必要です。事業所登録済みの場合に改めて事業所登録をする必要はありませんが、内容の確認や不足情報の把握などさせていただく場合があります。

※メールの受信制限をしている場合は、パスワード登録手続きを行う前に「system@mail.hellowork.mhlw.go.jp」からの受信を許可してください。

# 茨城県最低賃金 が改定されました

令和4年10月1日から

使用者も労働者も  
必ず確認！最低賃金

時間額 **911円**



最低賃金制度のマスコット  
チェックマン

\* 年齢やパート・学生・アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず  
すべての労働者に適用されます。

中小企業事業者の皆さんへ

賃金の引上げを支援します。

## 業務改善助成金

生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。

業務改善助成金

検索



## 専門家による無料相談 を実施しています

賃金引上げにお悩みの方は、働き方改革推進支援センターにご相談ください。

茨城働き方改革推進支援センター

検索



## 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

働き方改革推進支援資金

検索



茨城労働局賃金室1 ☎ 電話 029-224-6216



## 「求人者マイページ」のご案内

ハローワークインターネットサービス上に求人者専用の「求人者マイページ」を開設すると、会社のパソコンから求人申込みや内容変更などのサービスをご利用いただけます。ハローワークの窓口でマイページの開設手続きをご案内しています。

### <サービス内容>

#### ● 求人者の申込み

※会社のパソコンから求人情報を入力し、求人を申し込むことができます（求人仮登録）。申し込み済みの求人データを活用して求人を申し込むこともできます。  
※申込み内容は、ハローワークで確認後に受理・公開します。

#### ● 申し込んだ求人内容の確認・変更や求人者の募集停止、事業所情報の変更など

※申し込み内容をハローワークで確認します。

#### ● 事業所の外観、職場風景、取扱商品などの画像情報の登録・公開

※登録できる画像情報は10ファイルまでです（サイズ：1ファイルにつき2MBまで 形式：JPEG、GIF、PNG、BMP）。  
※ハローワークで確認後に公開します。

#### ● ハローワークからオンラインで職業紹介を受けること(オンラインハローワーク紹介)

※オンラインで提出された志望動機や応募書類を管理・確認できます。

#### ● 求職者からの応募を直接受けること（オンライン自主応募）

※オンライン自主応募はハローワークによる紹介ではないため、ハローワーク等の紹介を要件とする助成金の対象外です。  
※オンラインで提出された志望動機や応募書類を確認・管理できます。

#### ● ハローワークからご紹介した求職者（応募者）の紹介状の確認、選考結果（採用・不採用）の登録（ハローワークに連絡）

※応募者本人には、選考結果を直接ご連絡いただく必要があります。  
※求人無効後の3か月後の月末まで選考結果の登録が可能です。  
※求職者のご紹介後、2週間経過した時点で選考結果が登録されていない場合は、「選考結果未入力通知」メールが届きます（システムによる自動送信）ので、選考結果の登録をお願いします。

#### ● メッセージ機能（ハローワークからご紹介した求職者（応募者）とのやりとり）

※メッセージをやりとりできるのは、相手方の求職者が「求職者マイページ」を開設している場合に限られます。  
※応募者とのマイページ上のやりとりができるのは、求人無効後の3ヶ月後の月末までです（選考結果登録後はできません。）

#### ● 求職情報検索・直接リクエスト

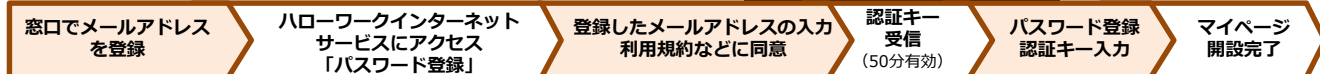
※ハローワークに登録している求職者のうち、経歴、専門知識、資格や希望条件など求職情報を求人者にPR（公開）することを希望している方々の情報（氏名、連絡先などの個人が特定される情報を除く）を検索できます（有効中の求人がある場合に利用できます）。  
※検索の結果、貴社の求人条件に合致する方がいた場合は、ハローワークと相談の上、ハローワークから該当する求職者へご連絡することが可能です（相談の結果、ご希望に添えない場合もあります。）また、ハローワークを介さずに、応募してほしい求職者のマイページにメッセージと応募を検討してほしい求人の情報を直接送付できます（直接リクエスト）。直接リクエストは、求人者マイページを開設し、応募受付方法について「オンライン自主応募の受付」を可とする有効中の求人について行うことができます。

### <マイページ開設手順>

・開設を希望する方は、ログインアカウントとして使用する事業所のメールアドレスをご用意のうえ、窓口へお申し出ください。

・窓口でメールアドレスを登録後（①）、会社のパソコンから手続き（②～⑥）をお願いします。

（「ハローワークインターネットサービス」で検索、右記バーコード、URL：<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/> を入力）



※マイページ<sup>①</sup>を開設するには、事業所登録<sup>②</sup>が必要です。（事業所登録済みの場合はあらかじめの事業所登録<sup>④</sup>は不要ですが、内容の確認や不足情報の把握などをさせていただく場合があります。）

※上記の方法のほか、会社のパソコンからハローワークインターネットサービスにアクセスし、ログインアカウント（メールアドレス、パスワード）を登録し、事業所情報・求人情報を入力（仮登録）後、マイページを開設する方法もあります。この方法による場合、過去にハローワークに事業所情報が登録されていることもありますので、入力開始前に最寄りのハローワークへご相談をお願いします。

※メールの受信制限をしている場合は、パスワード登録手続きを行う前に「system@mail.hellowork.mhlw.go.jp」からの受信を許可してください。

メールアドレス（控え）：



## 求人者マイページホーム画面（イメージ）

ホーム（求人／応募管理）

メッセージ

事業所情報設定

ホーム

### 求人者マイページホーム

求人／応募管理

現在有効中または申し込み中の求人

職種	訪問介護員	公開中
受付年月日	:2019年5月18日 紹介期限日:2019年7月31日	
求人区分	フルタイム	求人番号 13010-XXXXXXX
就業場所	東京都千代田区	公開範囲 1.事業所名等を含む求人情報を公開する
雇用形態	正社員	
提供範囲	地方自治体、民間人材ビジネス共に可	
<input type="checkbox"/> 経験不問 <input type="checkbox"/> 学歴不問 <input type="checkbox"/> 資格不問 <input type="checkbox"/> 時間外労働なし <input type="checkbox"/> 週休二日制(土日休) <input type="checkbox"/> 転勤なし <input type="checkbox"/> 書類選考なし <input type="checkbox"/> 通勤手当あり <input type="checkbox"/> 駅近(徒歩10分以内) <input type="checkbox"/> マイカー通勤可 <input type="checkbox"/> UJターン歓迎 <input type="checkbox"/> トライアル雇用併用		
求人数:3名	充足数:1名	不採用数:2名 紹介中数:1名 自主応募中数:1名 リクエスト中数:0名
応募者管理へ進む	求職情報検索	求人票を表示
		詳細を表示
		求人情報を編集

新規求人情報を登録

有効中の求人全て表示

ホーム画面では、以下の項目などを確認できます。  
・有効中の求人  
・申し込み中の求人  
・無効になった求人

事業所情報を確認・変更できます。

求人申込み（新規申込みや過去に申し込んだ求人データを活用した申込み）ができます。

株式会社 ハローワーク  
管轄安定所名:〇〇公共職業安定所

新規メッセージ2件

有効中求人

求人区分	求人数	採用人数
一般	3件	9名
学卒	0件	
障害者	0件	

求人者マイページ外へリンク

イベント情報検索

応募者の紹介状を確認したり、選考結果を登録（ハローワークへ連絡）できます。（求人が有効中の場合に利用できます。）

求職情報を検索できます。（求人が有効中の場合に利用できます。）

求人票を表示できます。

求人情報の内容（詳細）を確認できます。

求人の変更や募集停止などを申し込みめます。

### <求人者マイページの利用に当たっての留意事項>

- ◆求人者マイページは、ハローワーク（公共職業安定所）およびハローワークインターネットサービスを利用して求職者の募集・採用活動を行うことを希望する求人者を対象に、ハローワークへの事業所登録・求人申し込みの手続きなどのサービスを提供するものです。
- ◆求人者マイページの利用を希望する場合は、ログインアカウントとして使用する**事業所のメールアドレスが必要**となります。ログインアカウントとして使用するメールアドレスおよびパスワードは、利用者の責任において管理し、第三者に開示、貸与および譲渡しないでください。
- ◆求人者マイページを開設するに当たり、**利用規約およびプライバシーポリシーの内容に承諾・同意いただく必要**があります。
- ◆**有効中の求人がない場合は、求職者情報検索など求人者マイページの一部の機能が利用できません。**
- ◆求人者マイページは、利用規約に定める目的の範囲内で利用するものとし、ハローワークにおける職業紹介業務の運営を著しく妨げる行為を行った場合、マイページを「利用不可」とする場合があります。
- ◆ハローワークでは、通常、求職者の方をご紹介する際に、求人者に電話連絡を行っていますが、平日夜間・土曜日や連絡がつかない場合などに、求人者にご連絡する前に、マイページ宛に、求職者をご紹介した旨が表示・メッセージ送信されることがあります。
- ◆事業所の移転などに伴い管轄ハローワークが変わる場合などは、求人者マイページ上に保有している情報は引き継がれません。
- ◆求人者マイページの利用を停止したい場合は、求人者マイページから退会手続きを行ってください。退会手続き完了後31日経過後に、求人者マイページ（登録情報を含む）が完全に消去されます。退会手続きを行わない場合でも、求人無効日から5年以内に求人の申込みがない場合は、求人者マイページ（登録情報を含む）は自動的に消去されます。（ただし、メッセージは送受信後1年経過すると自動消去されます。）

詳細は、「ハローワークインターネットサービスにおける求人者マイページおよび求職者マイページの利用規約」および「プライバシーポリシー」をお読みください（ハローワークインターネットサービスからご確認いただけます）。

マイページの操作方法は、「求人者マイページ利用者マニュアル」（ハローワークインターネットサービスに掲載）をご覧ください。ヘルプデスク（電話：0570-077450）でも操作方法をご案内しております。

## 事業主の皆さまへ

# ハローワークインターネットサービスで 求人申し込みしてみませんか？

厚生労働省が運営する「ハローワークインターネットサービス」からハローワークに求人申し込みをすることができます。

求人申し込みをするためには、「求人者マイページ」の開設が必要です。

## 「求人者マイページ」とは

- 求人申し込みなどの求人サービスをオンライン上で受けるための事業者専用ページです。求人者マイページでは、求人の申し込みや求人内容の変更、事業所の画像情報などの公開、ハローワークからのオンラインによる職業紹介、求職者からのオンラインでの直接の応募受付（オンライン自主応募）、公開されている求職情報の検索、求職者への直接リクエストなど、さまざまなサービスを受けることができます。

### ■ 「求人者マイページ」の開設はハローワークインターネットサービスから

ハローワークインターネットサービス  検索  【URL】 <https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>



※インターネットに接続できる環境が必要です。スマートフォンからも利用できます。

### ■ ハローワークインターネットサービスや求人者マイページの操作方法に関するお問い合わせ

【電話】 0570-077450 受付日時：月曜～金曜 9:30～18:00（年末年始、祝日除く）

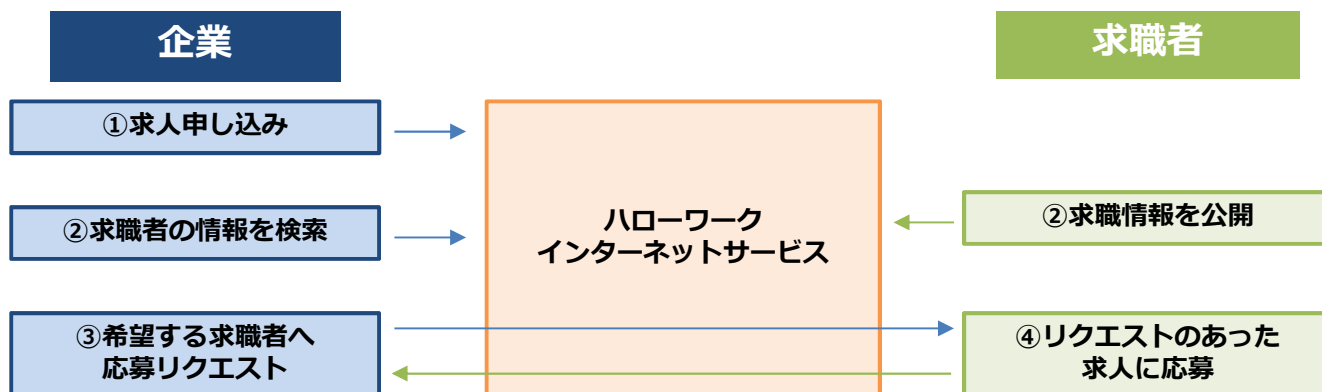
※ナビダイヤルのため、通話料がかかります。※ご利用の電話回線によっては、接続できない場合があります。

【メール】 [helpdesk@hd.hellowork.mhlw.go.jp](mailto:helpdesk@hd.hellowork.mhlw.go.jp)

## 「直接リクエスト」とは

- 求人者マイページから求職情報検索を行い、自社求人に応募してほしい求職者に、マイページを通じてメッセージと応募を検討して欲しい求人の情報を直接送付できる機能※です。
- 直接リクエストは、求人者マイページを開設し、応募受付方法について「オンライン自主応募の受付」を可とする有効中の求人がある場合に行うことができます。
- ※ 対象となる求職者が求職者マイページを開設している場合に限り、開設していない求職者へのリクエストは、求職情報詳細画面に表示されている問い合わせ先ハローワークへご連絡ください。

### ■ 「直接リクエスト」の流れ



## 「直接リクエスト」の主な流れと留意点

- 1 有効中の求人がある場合、求人者マイページから求職者情報を検索・閲覧できます。求職者情報は、ハローワークに登録している求職者のうち、経歴や資格、希望条件などを求人者に公開することを希望している方々の情報です。ハローワークインターネットサービスを介して求職申し込みを行った者（オンライン登録者）も含まれます。
- 2 求職情報検索の結果、希望する条件の求職者が見つかり、その方が求職者マイページを開設している場合、応募を検討してほしい求人(オンライン自主応募の受付可に設定している必要があります)の情報とメッセージを求職者マイページに送付することができます(直接リクエスト)。
- 3 1件の求人につき10人まで直接リクエストができます。同一求人について、同一求職者へのリクエストは1回のみです。リクエストのメッセージを求職者に送付した後、取り消しはできません。
- 4 ハローワークを介さず、直接リクエストした求職者から、直接応募の受付が可能になります(オンライン自主応募)。直接リクエストの応募有効期間は、リクエストを行った日の翌日から7日間となります。その間に応募がない場合、求職者が辞退した扱いとなります(なお、求職者は当該期間経過後も直接リクエストを介さずに、オンライン自主応募をすることは可能です)。対象求職者が応募に当たりハローワークに相談した場合、ハローワークからご紹介またはご連絡させていただくこともあります。

### 【マイページ上の表示画面イメージ】



- ※ リクエストをしたい求職者が求職者マイページを開設していない場合、「求職情報詳細」画面に表示される問い合わせ先のハローワークにご連絡ください。ハローワークにおいて求職者の希望条件と求人の条件の適合性などを確認の上、リクエストの希望を求職者にお伝えします。



### 「直接リクエスト」の注意点

- 求人者からの直接リクエストを受けて求職者がハローワークを介さず求人へ直接応募した場合(オンライン自主応募)、ハローワークによる職業紹介に該当しないため、ハローワーク等の職業紹介を要件とする助成金※の対象外です。求職者の応募方法は指定できないため、助成金の対象とならない前提で直接リクエストを行ってください。  
※ 特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用助成金、地域雇用開発助成金
- 公開されている求職者情報は求職者自身が公開内容に責任を持って作成したものです。ハローワークが確認していない内容を含む場合もあります。
- 直接リクエストおよびオンライン自主応募に伴って生じるトラブル等は当事者同士で対応することが基本です。ハローワークがトラブル等に対応することはできません。
- 労働者派遣事業所や請負事業所からの求人、就業先事業所を明示できない求人は、オンライン自主応募の対象とすることができず、直接リクエストの機能は使用できません。



# デジタル分野などの社員教育に 人材開発支援助成金をご活用ください

国民の皆さまのアイデアをもとに「人への投資促進コース」を創設

## 「人への投資促進コース」の助成メニュー

### IT分野未経験

ITやデジタル分野で即戦力となる人材を育成したい

#### 情報技術分野（IT分野）認定実習併用職業訓練【新設】

IT分野未経験者を即戦力化するための訓練を実施する事業主への高率助成。

IT  
未経験者  
OK!

### デジタル／成長分野

高度デジタル人材・高度人材を育成したい

#### 高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練【新設】

高度デジタル人材を育成するための訓練や、大学院での高度な訓練を行う事業主への高率助成。

### サブスクリプション

オンラインの定額受け放題サービスで効率的に訓練を受けさせたい

#### 定額制訓練【新設】

サブスクリプション型の研修サービスによる訓練への助成。

### 自発的能力開発

労働者の自発的な学び直しの費用を支援したい

#### 自発的職業能力開発訓練【新設】

労働者が自発的に受講した訓練費用を負担する事業主への助成。

### 教育訓練休暇

労働者の自発的な学び直しのための時間を確保したい

#### 長期教育訓練休暇制度／短時間勤務等制度【拡充】

働きながら訓練を受講するための休暇制度や短時間勤務等制度を導入する事業主への助成。

- ・「人への投資促進コース」の他にも、訓練対象者（正規雇用労働者や非正規雇用労働者）にあわせて、助成メニューをご用意しています。
- ・すべての訓練コースでオンライン（eラーニング）による訓練も対象としています。
- ・詳しくは、ウェブサイトをご覧ください。お近くの労働局へお問い合わせください。

人材開発支援助成金

検索



活用例は裏面へ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou/oudou/koyou/kyufukin/d01-1.html>



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・ハローワーク

LL040428開企01

# 「人への投資促進コース」の活用例

## IT分野未経験者にIT関連の訓練を行った場合

資格試験料も助成の対象です！

### 課題

IT未経験の従業員にも、ITの内容を覚えてもらい、**即戦力として働いてほしい！**



事業主

### 訓練

- 訓練コース プログラミング (1名)
- 訓練内容  
スマート端末上の開発に必要なプログラミング言語の習得等、OJTで実際に発注を受けたシステムの構築。  
OFF-JT時間：800時間 訓練経費：70万円  
OJT時間：200時間
- ITSSレベル2に相当する資格試験の受験  
訓練経費：5万円

助成金を活用

### 助成内容 (中小企業の場合) ・ 成果

- 助成率・額  
経費助成：60%  
賃金助成：1時間あたり760円  
OJT実施助成：200,000円
- 助成額 (左記の訓練内容の場合の例)  
経費助成：450,000円 (資格試験料を含む)  
賃金助成：608,000円  
OJT実施助成：200,000円
- 成果  
IT未経験者にも、基本的な言語の習得や、実際に顧客から発注を受けたシステムの構築を、自社の従業員から丁寧にレクチャー。  
**未経験者から一人前のSEに成長させることができた。高額で手が出せない資格も、助成金があることで、取得させることができた。**



## 高度なデジタル分野の訓練を行った場合

他のコースより高い助成率・助成額で支援します！

### 課題

高度なデジタル分野の資格を取ってもらい、**核となる人材として働いてほしい！**



事業主

### 訓練

- 訓練コース  
プロジェクトマネージャ試験対策講座 (1名)
- 訓練内容  
プロジェクトマネージャ試験対策のための訓練。  
訓練時間：30時間 訓練経費：20万円
- ITSSレベル4に相当する資格試験の受験  
訓練経費：8万円

助成金を活用

### 助成内容 (中小企業の場合) ・ 成果

- 助成率・額  
経費助成：75%  
賃金助成：1時間あたり960円
- 助成額 (左記の訓練内容の場合の例)  
経費助成：210,000円 (資格試験料を含む)  
賃金助成：28,800円
- 成果  
資格を取得して専門的な知識を身につけることで、**管理職として活躍してもらうことができた。**  
高度な資格を保持していることが会社の**アピールポイント**にもなっている。



## サブスクリプション型の研修サービスで訓練を行った場合

### 課題

様々なコンテンツの中から、従業員1人ひとりに合った訓練を行い、**知識を深めてほしい！**



事業主

### 訓練

- 訓練コース 営業職研修受け放題講座 (40名)
- 訓練内容  
新入社員から管理職までの幅広い層に対応した営業職に関するeラーニング訓練。  
訓練経費：42万円  
(1名～50名まで1か月3.5万円×12月の料金)

助成金を活用

### 助成内容 (中小企業の場合) ・ 成果

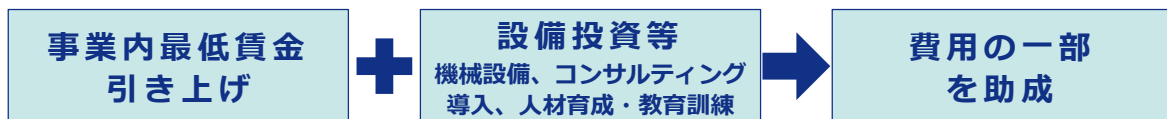
- 助成率・額  
経費助成：45%
- 助成額 (左記の訓練内容の場合の例)  
経費助成：189,000円
- 成果  
1つの訓練契約で幅広い層に訓練を行うことができ、**企業全体の生産性向上に繋がった。**



# 業務改善助成金（通常コース）のご案内

「原材料高騰により利益が減少した事業者」への特例拡大など制度が充実します

業務改善助成金（通常コース）は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している事業者に対しては、助成対象経費が拡大される特例が設けられています。



原材料費の高騰などで利益が減少した事業者に、特例を適用するなど、拡充を行いましたので、ぜひご活用ください。

## 拡充のポイント

### 1. 原材料高騰等の要因により利益が減少した事業者の特例が適用されます 新型コロナの影響で売高等が減少した事業者が特例を受けやすくなります

(a) 特例対象事業者の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により <b>利益率*</b> が前年同月に比べ <b>3%ポイント以上低下</b> した事業者」を特例の対象事業者に追加します。 ※売上高総利益率または売上高営業利益率（申請前3か月のうちの任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）
(b) 売高等が減少している事業者の要件緩和	「新型コロナウイルス感染症の影響により売高等が減少している事業者」の要件を緩和します。 ・売り上げ減少幅：「30%」→「 <b>15%</b> 」 ・売上高の比較対象期間：「2年前まで」→「 <b>3年前まで</b> 」
(c) 助成上限区分の緩和	(a)(b)いずれかの要件を満たす事業者は賃金引き上げ労働者数 <b>10人以上の助成上限額区分</b> を利用できます。
(d) 助成対象経費の要件緩和	特例で助成対象経費となる自動車の要件を緩和します。 「定員11人以上」→「 <b>定員7人以上又は車両本体価格200万円以下</b> 」

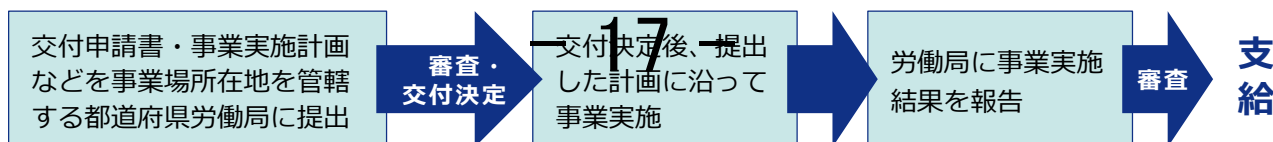
### 2. 最低賃金が低い事業者への助成率が引き上げられます

事業場内最低賃金	助成率	生産性*要件を満たした事業者の助成率	事業場内最低賃金	助成率	生産性*要件を満たした事業者の助成率
900円以上	3/4	4/5	920円以上	3/4	4/5
900円未満	4/5	9/10	870円以上 920円未満	4/5	9/10
			870円未満	9/10	9/10

※「生産性」とは、企業の決算書類から算出した労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

事業場内最低賃金920円未満の事業場も賃金引き上げ労働者数10人以上の助成上限額区分を利用できます。

## 助成金支給までの流れ



コース区分	引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の要件を両方満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下
		2～3人	50万円	
		4～6人	70万円	
		7人以上	100万円	
		10人以上※	120万円	
45円コース	45円以上	1人	45万円	
		2～3人	70万円	
		4～6人	100万円	
		7人以上	150万円	
		10人以上※	180万円	
60円コース	60円以上	1人	60万円	
		2～3人	90万円	
		4～6人	150万円	
		7人以上	230万円	
		10人以上※	300万円	
90円コース	90円以上	1人	90万円	
		2～3人	150万円	
		4～6人	270万円	
		7人以上	450万円	
		10人以上※	600万円	

※ 10人以上の上限額区分は、以下の①、②または③のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金920円未満の事業場

②生産量要件：

売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者

③物価高騰等要件：

原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1月の利益率が3%ポイント以上低下している事業者

## 注意事項

- ・ 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- ・ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・ 事業完了の期限は、**令和5（2023）年3月31日**です。

## 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



日本政策金融公庫  
店舗検索ページ

## お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

**業務改善助成金コールセンター**

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください



業務改善助成金

検索

交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）**です



# 業務改善助成金（特例コース）のご案内

対象期間延長とともに

「原材料高騰により利益が減少した事業者」も助成対象になりました

『業務改善助成金特例コース』は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が30%以上減少した中小企業事業者等を支援する助成金です。

対象期間と申請期限を延長し、原材料費の高騰などで利益率が5%ポイント以上低下した事業者を対象に追加するなどの拡充を行いましたので、ぜひご活用ください。

## 拡充のポイント

### 1. 申請期限と賃上げ対象期間を延長します

	変更前	変更後
申請期限	令和4年7月29日まで	<b>令和5年1月31日まで</b>
賃上げ対象期間	令和3年7月16日から 令和3年12月31日まで	令和3年7月16日から <b>令和4年12月31日まで</b>

- ・ 申請日までに賃金の引き上げを完了している必要があります。
- ・ 賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時まで遡って追加の引き上げを行い、その差額が支払われた場合は30円以上の引き上げがされたものとして取り扱います。

### 2. 対象となる事業者を拡大し、助成率も引き上げます

助成対象事業者の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により <b>利益率※が前年同月に比べ5%ポイント以上低下した事業者</b> 」を追加します。 ※売上高総利益率または売上高営業利益率（令和3年4月から令和4年12月のうち、任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）
売上高等の比較対象期間見直し	売上高等が30%以上減少した事業者の売上高等の比較対象期間を見直します。 見直し前：令和3年4月から〔令和3年12月まで〕 見直し後：令和3年4月から〔 <b>令和4年12月まで</b> 〕 ※比較対象期間を2年前まで→ <b>3年前まで</b> に変更
助成率の引き上げ	【一律3/4】を、 <b>事業場内最低賃金額が920円未満の事業者は【4/5】</b> に引き上げます。

## 対象となる事業者（事業場）

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 以下の①または②のいずれかを満たす事業者であること
  - ① 新型コロナウイルス感染症の影響で、売上高または生産量等を示す指標が、比較対象期間より30%以上減少している事業者
    - ・ 比較する売上高等の生産指標：令和3年4月～令和4年12月の間の連続した任意の3か月間の平均値
    - ・ 比較対象期間：前年、前々年または3年前の同期
  - ② **原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により令和3年4月から令和4年12月のうち任意の1月における利益率が5%ポイント以上低下した事業者**
- 令和3年7月16日から令和4年12月31日までの間に、事業場内最低賃金を30円以上引き上げること  
引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業者に限ります。

## 支給要件

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 就業規則等で、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引き上げ後の賃金額を支払っていること  
就業規則等がない場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます。
- 生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと  
生産性向上に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画に計上された経費（関連する経費）がある場合は、その費用も支払う必要があります。

# 特例コースの概要

## 助成額・助成率

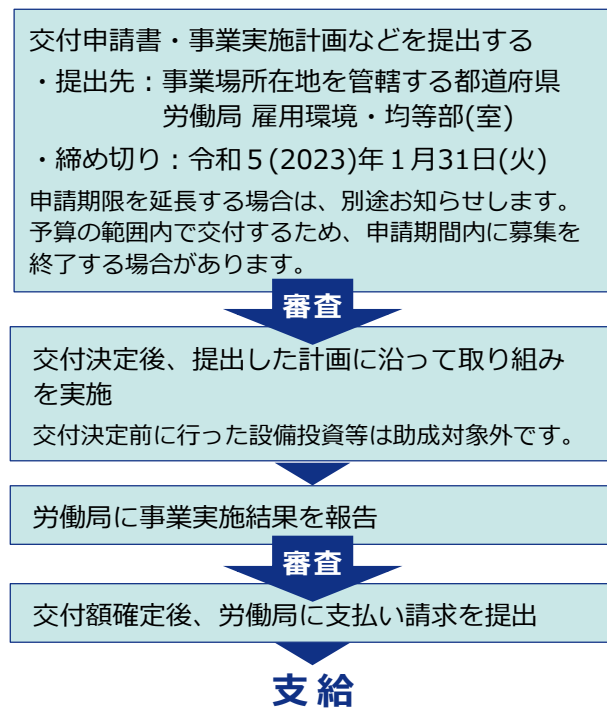
助成額	最大100万円 ※ 対象経費の合計額×助成率
助成率	事業場内最低賃金により異なります。 920円未満：4 / 5 920円以上：3 / 4

## 助成対象

A 生産向上等に資する設備投資等	機械設備※1、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など ※1：PC、スマホ、タブレットの新規購入、乗車定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の自動車なども対象（自動車は乗車定員11人以上から拡充）
B 業務改善計画に計上された関連する経費※2	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

※2：「関連する経費」への助成は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます

## 助成金支給までの流れ



## 助成額の上限

引き上げる労働者数	上限額
1人	30万円
2人～3人	50万円
4人～6人	70万円
7人以上	100万円

### [参考]

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。  
詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

担当部署：

各都道府県日本政策金融公庫



助成金の要綱・要領や、申請書の様式、記載例等はウェブサイトからダウンロードできます。

## お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

**業務改善助成金コールセンター**

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください



業務改善助成金

検索

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)です

# 職業安定法 改正のポイント

求職者が安心して求職活動ができる環境の整備と、マッチング機能の質の向上を目的として、「求人等に関する情報の的確な表示の義務化」、「個人情報の取扱いに関するルールの整備」、「求人メディア等に関する届出制の創設」の改正が行われました。

## 1 求人等に関する情報の的確な表示が義務付けられます

各事業者に対して、求人等に関する①～⑤の情報すべての的確な表示が義務付けられます。

- ① 求人情報 ② 求職者情報 ③ 求人企業に関する情報  
④ 自社に関する情報 ⑤ 事業の実績に関する情報

### 求人企業の義務

虚偽の表示・誤解を生じさせる表示はしてはなりません。また、以下の措置を行うなど、求人情報を正確・最新の内容に保たなければなりません。

- 募集を終了・内容変更したら、速やかに求人情報の提供を終了・内容を変更する。
- 求人メディア等の募集情報等提供事業者を活用している場合は、募集の終了や内容変更を反映するよう依頼する。
- いつの時点の求人情報かを明らかにする
- 求人メディア等の募集情報等提供事業者から、求人情報の訂正・変更を依頼された場合には、速やかに対応する。

### 職業紹介事業者、募集情報等提供事業者の義務

虚偽の表示・誤解を生じさせる表示はしてはなりません。また、以下の求人情報・求職者情報を正確・最新の内容に保つ措置を講じなければなりません。

全ての事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 求人情報・求職者情報の提供中止や訂正を求められたら、遅滞なく対応する。</li> <li>● 求人情報・求職者情報が正確・最新の内容でないことを確認したら、遅滞なく情報提供依頼者に訂正があるかを確認するか、情報の提供を中止する。</li> </ul>
職業紹介事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 求人者・求職者に定期的に求人情報・求職者情報が最新かどうか確認する。</li> <li>または</li> <li>● 求人情報・求職者情報の時点を明らかにする。</li> </ul>
依頼を受けて情報を提供する募集情報等提供事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報提供依頼者に、募集が終了した場合や求人情報・求職者情報の内容変更について速やかに通知するよう依頼する。</li> <li>または</li> <li>● 求人情報・求職者情報の時点を明らかにする。</li> </ul>
自ら収集した情報を提供する募集情報等提供事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 求人情報・求職者情報を定期的に収集・更新し、その頻度を明らかにする。</li> <li>または</li> <li>● 求人情報・求職者情報の時点を明らかにする。</li> </ul>

## 2 個人情報の取扱いに関するルールが新しくなります

求職者の個人情報を収集する際には、求職者等が一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に、個人情報を収集・使用・保管する業務の目的を、ウェブサイトに掲載するなどして、明らかにしなくてはなりません。

- × 「募集情報等提供のために使用します」とのみ表示。
- 「求人情報に関するメールマガジンを配信するために利用します」と表示。
- 「会員登録時に入力いただいた情報を、当社の会員企業に提供します」と表示。

### 3 求人メディア等について届出制が創設されます

従来の求人メディア・求人情報誌だけでなく、インターネット上の公開情報等から**収集（クローリング）した求人情報・求職者情報を提供するサービス等を行う事業者も職業安定法の「募集情報等提供事業者」**になりました。

#### 特定募集情報等提供事業者の届出

特定募集情報等提供事業者（**求職者に関する情報\***を収集する募集情報等提供事業者）に、届出制が導入されます。

また、年に1度、提供している募集情報等の規模等の**事業の概況を報告**する必要があります。

※「求職者に関する情報」には、氏名等の特定の個人が識別できる個人情報だけでなく、メールアドレスや経歴、サイトの閲覧履歴等を含みます。



**令和4年10月1日時点で特定募集情報等提供事業を行っている事業者は、令和4年12月31日までに届け出る必要があります。**

#### 届出が「必要」な例

- ・会員登録を求めている場合
- ・メールアドレスを集めて配信している場合
- ・閲覧履歴に基づく情報提供をしている場合

#### 届出が「不要」な例

- ・紙媒体でのみ情報提供している場合

#### 個人情報の保護

特定募集情報等提供事業者も、**職業安定法の個人情報に関する規定の対象**となります。

- ・業務の目的の範囲内で個人情報を収集・使用・保管しなくてはなりません。
- ・業務上知り得た人の秘密を漏らしてはなりません。
- ・個人情報をみだりに第三者に提供してはなりません。

#### さらに詳しく知るための情報

##### ■厚生労働省ウェブサイト

2022（令和4）年職業安定法改正に関する情報やQ & A、届出の記載例を公開しています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000172497\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000172497_00003.html)

##### ■人材サービス総合サイト

職業紹介事業者の一覧や事業実績を公開しています。

2022年10月以降は、届け出た特定募集情報等提供事業者の一覧を公開します。

<https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb/GICB101010.do?action=initDisp&screenId=GICB101010>



#### 都道府県労働局 問い合わせ先

労働局	課 室	電話番号	労働局	課 室	電話番号	労働局	課 室	電話番号
北海道	需給調整事業課	011-738-1015	石 川	需給調整事業室	076-265-4435	岡 山	需給調整事業室	086-801-5110
青 森	需給調整事業室	017-721-2000	福 井	需給調整事業室	0776-26-8617	広 島	需給調整事業課	082-511-1066
岩 手	需給調整事業室	019-604-3004	山 梨	需給調整事業室	055-225-2862	山 口	需給調整事業室	083-995-0385
宮 城	需給調整事業課	022-292-6071	長 野	需給調整事業室	026-226-0864	徳 島	需給調整事業室	088-611-5386
秋 田	需給調整事業室	018-883-0007	岐 阜	需給調整事業室	058-245-1312	香 川	需給調整事業室	087-806-0010
山 形	需給調整事業室	023-676-4618	静 岡	需給調整事業課	054-271-9980	愛 媛	需給調整事業室	089-943-5833
福 島	需給調整事業室	024-529-5746	愛 知	需給調整事業第一課	052-219-5587	高 知	職業安定課	088-885-6051
茨 城	需給調整事業室	029-224-6239		需給調整事業第二課	052-685-2555	福 岡	需給調整事業課	092-434-9711
栃 木	需給調整事業室	028-610-3556	三 重	需給調整事業室	059-226-2165	佐 賀	需給調整事業室	0952-32-7219
群 馬	需給調整事業室	027-210-5105	滋 賀	需給調整事業室	077-526-8617	長 崎	需給調整事業室	095-801-0045
埼 玉	需給調整事業課	048-600-6211	京 都	需給調整事業課	075-241-3225	熊 本	需給調整事業室	096-211-1731
千 葉	需給調整事業課	043-221-5500	大 阪	需給調整事業第一課	06-4790-6303	大 分	需給調整事業室	097-535-2095
東 京	需給調整事業第一課	03-3452-1472	兵 庫	需給調整事業課	078-367-0831	宮 崎	需給調整事業室	0985-38-8823
	需給調整事業第二課	03-3452-1474	奈 良	需給調整事業室	0742-88-0245	鹿 児 島	需給調整事業室	099-803-7111
神奈川	需給調整事業課	045-650-2810	和歌山	需給調整事業室	073-488-1160	沖 縄	需給調整事業室	098-868-1637
新 潟	需給調整事業室	025-288-3510	鳥 取	職業安定課	0857-29-1707			
富 山	需給調整事業室	076-432-2718	島 根	職業安定課	0852-20-7017			



■ 編集・発行 ■

ハローワーク常陸鹿嶋

常陸鹿嶋公共職業安定所

〒314-0031 鹿嶋市宮中 1995-1

TEL 0299-83-2318

常陸鹿嶋地区雇用対策協議会事務局

潮来市役所観光商工課

〒潮来市辻 626

TEL 0299-63-1111